平成２６年（フ）第３７７号
千葉県流山市前ケ崎669番地の２　ルネ南柏212
破産者　八角　龍一
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所松戸支部民事部

平成２６年（フ）第１１号
新潟県見附市月見台１丁目６番25号
破産者　株式会社本間建設
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所長岡支部破産係

平成２６年（フ）第５４号
新潟県糸魚川市大字木浦6476番地
破産者　有限会社ヤマキ精肉店
1　決定年月日　平成26年12月22日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
新潟地方裁判所高田支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第２０１号
愛知県一宮市三条字郷内西21番地１　サンハイム伊藤Ｃ棟202号
破産者　宇佐見賢二
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２６年（フ）第１０１号
愛知県豊田市栄町６丁目５番地７　レオパレス21豊田205号、前住所愛知県豊田市美里４丁目４番地２　神池ハイツＢ―401号
破産者　輪竹　和美
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２６６号
愛知県豊田市四郷町天道114番地２　サントピア天道Ｃ105号
破産者　永田　智広
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第２７８号
愛知県みよし市三好丘旭３丁目１番地23　アヴニール三好丘Ｂ棟103号
破産者　伊東　　伸
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２６年（フ）第８３１号
京都市西京区大枝西長町12番地12　ロイヤルハイツ高塚Ⅱ303号、前住所京都市西京区大枝東新林町３丁目５番地　24棟203号
破産者　ビークロスこと東野歯科技工所こと　東野　哲也
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２５年（フ）第４１号
名古屋市名東区貴船３丁目117番地　ハイツエクセル105号、開始決定時の住所京都府舞鶴市字泉源寺1647番地１　ＢＡＳＥ１号
破産者　木戸　浩人
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第８号
京都府舞鶴市字八戸地575番地
破産者　森谷　林春
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所舞鶴支部破産係

平成２６年（フ）第２２５号
兵庫県尼崎市武庫之荘３丁目18番22号　光風荘104号、前住所兵庫県川辺郡猪名川町つつじが丘４丁目10番地９
破産者　伊藤貴美代
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第３０１号
兵庫県尼崎市西長洲町１丁目３番８―216号、開始決定時の住所兵庫県尼崎市長洲東通２丁目９番18―104号
破産者　山下なつよ
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第４３６号
兵庫県尼崎市立花町３丁目22番３―404号
破産者　三浦　真由
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２６年（フ）第１６５号
奈良県北葛城郡広陵町馬見北９丁目８番７号　ガーデンハウス１号館　102号、開始決定時の住所奈良県北葛城郡広陵町馬見南１丁目10番35号
破産者　中西　敏也
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第９６９号
広島市西区中広町１丁目18番28―1513号
破産者　西宮　安成
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４９３号
広島市安佐北区白木町大字小越17番地３
破産者　岡田　琢司
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６００号
広島市西区草津梅が台６番１号
破産者　小野寺左千江
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第６０１号
広島市西区草津梅が台６番１号
破産者　小野寺靖雄
1　決定年月日　平成26年12月19日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
広島地方裁判所民事第４部